

成人健診に関する事務 全項目評価書(素案)の概要について

1 事務の名称及び概要

(1) 事務の名称

成人健診に関する事務

(2) 事務の概要

健康診査は、健康増進法等に基づき、がん、心臓病、脳卒中等の疾病を早期に発見し、治療勧奨を図るとともに、生活習慣の改善により、生活習慣病の予防に資することを目的としている。本市の市民健診に関する事務は以下のとおり。

①おとなのオーラルケア健康診査：20歳、30歳、40歳、50歳、60歳、70歳の到達者を対象として実施している。

②骨粗鬆症検診：40歳、50歳、60歳の到達者（女性）を対象として実施している。

③胃がん検診：35歳以上を対象として胃部エックス線検査、50歳以上の市民を対象に胃内視鏡検査を実施している（胃内視鏡検査の受診間隔は2年に1回）。

④子宮頸がん検診：20歳以上の女性を対象として実施している（40歳以上の受診間隔は2年に1回）。

⑤肺がん検診：40歳以上の市民を対象として胸部エックス線写真の読影を行っている。また、喫煙指数（1日本数×年数）600以上の市民等を対象に喀痰細胞診を行っている。

⑥乳がん検診：30歳以上の女性を対象として実施。30歳代は超音波検査、40歳以上を対象に、マンモグラフィと視触診併用、65歳以上はマンモグラフィ検査を実施している。

⑦大腸がん検診：40歳以上を対象に便潜血反応検査を実施している。

また、上記①おとなのオーラルケア健康診査については、デジタル庁が開発した自治体・医療機関・薬局・介護事業所などをつなぐ情報連携システムであ

るPublic Medical Hub（以下「PMH」という。）を活用し、本業務に係る事務の一部をデジタル化することで、次の3点が可能となる。

- (ア) 市民がマイナポータル等を介して問診情報の入力、検診結果及び通知の取得/閲覧すること
- (イ) 住民が検診時に従来の紙の問診票に代えてマイナンバーカードをタブレットに搭載された検診施設アプリ又は医療機関のシステムで用いることにより、医療機関において市民が事前に入力した問診情報、検診結果の取得/閲覧/入力すること
- (ウ) 自治体が検診施設等から入力された問診情報や検診結果の取得及び住民への通知をすること

2 特定個人情報の内容

(1) 特定個人情報ファイル名

成人健診ファイル

(2) 特定個人情報ファイルを取り扱う必要性とメリット

- ・マイナポータル（個人向け行政ポータルサイト）を通じて、市民等が自身の過去の検診結果を一元的かつ正確に管理確認できるようになる。
- ・健診受診に必要な問診票をマイナポータル上で事前に回答できることによる市民の利便性が向上する。
- ・紙に記載された健診項目をデータ化する作業の簡略化や入力上の正確性が向上する。

(3) 法令上の根拠

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表の111の項

3 特定個人情報ファイルの取扱いの概要

(1) 入手及び使用について

① 概要

(入手)

- ・健診委託業者より健診を実施した都度、情報を入手する。

- ・健診申し込み状況について庁内連携により随時入手する。
- ・PMHキーの採番処理依頼時に都度、医療保険者等向け中間サーバから特定個人情報を入手する。
- ・本市がPMHに登録した問診票の雛形に対して、住民がマイナポータル等を介して検診前に問診情報を入力することにより個人情報を入手する。
- ・検診時に、従来の紙の問診票に代えて、検診施設等のタブレットに搭載された検診施設アプリを用いて、住民がマイナンバーカードで認証して同意することにより、検診施設等が入力した問診情報、検診結果を個人情報として入手する。

(使用)

- ・市民健診対象者等の情報を経年管理し、各種情報を参照するほか、健診対象者を抽出し、個別に受診勧奨を実施する。
- ・情報連携のため、本市は、PMHへ本事務に係る対象者の個人番号を含む受信者情報、問診情報及び検診結果の紐付け及び登録を行う。
- ・登録後、PMHは、医療保険者等向け中間サーバに対してオンライン資格確認等システムとPMHが連動するためのPMHキーの採番処理を依頼し、医療保険者等向け中間サーバは、情報連携用の識別子としてPMHキーを採番して個人番号と共にPMHに応答する。
- ・PMHキーが、個人情報として医療保険者等向け中間サーバから既存の紐付番号とともにオンライン資格確認等システムに連携され、更にマイナポータルで生成されたPMH仮名識別子がマイナポータルとPMHで共有されることでPMHからマイナポータルへの通知、マイナポータルや検診施設アプリ（マイナポータル経由）からPMHの問診情報及び検診結果の取得/閲覧/入力等といった情報連携が可能となる。

② リスク対策

<成人健診に関する事務における措置>

住民記録・戸籍担当部署において所管する仙台市に住民登録がある者の個人番号、その他識別情報（内部番号）、基本5情報は庁内連携システム経由で取得する方法によるため、住民またはかつて住民であった者以外の情報を入手することはない。

<統合宛名管理システムにおける措置>

統合宛名管理システムから情報を入手する際には、当該対象者の統合宛名番号を指定することを必須としており、当該対象者の情報であることを担保している。

<PMHにおける措置>

- ①検診施設等の受付窓口で本人確認の後、検診施設アプリでマイナンバーカードを利用した認証により本人の情報のみが対象者として連携され、検診施設アプリでの入力は、診察室内で更に本人確認を行うことで本人の情報のみがPMHへ連携される。
- ②本人が、マイナポータルへログインし、問診情報を入力する際には、マイナンバーカードを利用した認証により、本人以外からの情報の入力を防止する。
- ③既存事務において本人確認を行った個人番号を既存システム（各業務システム）からPMHに連携し、その本人確認済みの個人番号を医療保険者等向け中間サーバに連携するが、提供した個人番号は加工することなく返却されるため、対象者以外の情報を入手することはない。
- ④PMHのデータベースは、市区町村ごとにアクセス制御することで区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。

(2) 取扱いの委託の有無について

① 概要

母子保健・市民健診及び予防接種システム及びPMHの運用保守のために、必要な範囲で特定個人情報ファイルの取扱いを委託する。

② リスク対策

ア 仙台市の委託先における措置

委託先を選定する際、「情報システム処理に伴う個人情報等に係る外部委託に関するガイドライン」に基づき、下記の資料を基に委託候補者において

個人情報保護の対策が適切かつ十分に取られているかの審査を行っている。

- ・個人情報等の適切な取扱いの確保に関する調査票
- ・業務内容シート
- ・仕様書・契約書(案)
- ・その他個人情報の取扱いに関する確認資料

なお、特定個人情報の取扱いも個人情報の取扱いと同様としている。

イ Public Medical Hub (PMH) を活用した情報連携に係る事務における措置

- ・本市は、PMHの利用・情報連携業務及び運用保守業務における特定個人情報の取扱いを国（デジタル庁）に委託することとする。
- ・特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）に基づき、委託先となる国（デジタル庁）の設備、技術水準、従業者に対する監督・教育の状況等を事前に確認する。
- ・特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）を遵守し、委託契約書に以下の規定を設けている。
- ・秘密保持義務
- ・事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止
- ・特定個人情報の目的外利用の禁止
- ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限
- ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録
- ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール
- ・再委託における条件
- ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保

(3) 提供及び移転の状況について

他自治体の長より照会を受けた都度、住民の過去の検診結果等の情報を把握し、住民の過去の検診結果等の情報を把握し、より適切な保健指導や検診の受診勧奨等に資することを目的に提供することがある。

(4) 保管および消去について

① 概要

ア 仙台市における措置

受診者及び医療機関等からの照会に対応するため、母子保健・市民健診及び予防接種システムにおいて保有する成人健診ファイルは、当分の間保管する必要があり、

ディスク交換やハード更改等の際を除き、消去は行わない運用としている。

イ PMHを活用した情報連携に係る事務における措置

本特定個人情報ファイルの個人情報は、住基及び住民登録外者の異動情報を取り得し、内部番号を基に最新の情報に反映されるため、消去は行わない運用としている。

② リスク対策

ア 仙台市における措置

- 身分証明書等により事務室の鍵の受け渡しを行っている建物の中で、事務室内の施錠可能なサーバーラック内に設置したサーバー内に保管している。
- サーバについて、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置している。
- 端末について、ワイヤロックで施錠している。
- 特定個人情報を消去する際は、以下のとおり対応することとしている。
 - ・ディスク交換やハード更改等の際は、母子保健等システムの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。
 - ・保管期間を経過した紙媒体(受診券等)は、庁内で行う機密文書の一斉廃棄により適切に廃棄処理をしている。

イ PMHを活用した情報連携に係る事務における措置

- PMHは、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準イドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015またはCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービス

の利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。

(5) 情報提供ネットワークシステムとの接続について

① 概要

- ・中間サーバを通じて、外部へ特定個人情報の提供及び入手を行っているPMHについては情報提供ネットワークシステムとの接続は行っていない。

② リスク対策

- ・中間サーバ・ソフトウェアにおいて、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。
- ・不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止するため、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録を行っている。